



2025年1月15日

各位

会社名 江崎グリコ株式会社  
代表者名 代表取締役会長 江崎 勝久  
(コード番号 2206 東証プライム)

問合せ先 常務執行役員 株式IR担当 高橋 真一  
(TEL 06-6477-8167)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2025年3月25日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」にバランスよく資金配分を行い、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の実現のため、「株主還元」について株主からの提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう、現行定款第35条（剰余金の配当等の決定機関）につきまして変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める <u>ことができる</u> 。(注)

(注) 末尾に「ことができる」との文言を追記することにより、取締役会ではなく、会社法に基づき株主総会の決議によって定めることも可能とするものです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月25日  
定款変更の効力発生日 2025年3月25日

以上